

<部会資料 67A の第 4 の 3 (承諾の期間の定めのない申込み) について>

平成 25 年 9 月 17 日 幹事 山川隆一

労働者による労働契約の合意解約の申込みについては、中間試案の補足説明に的確に記載されているように、使用者が承諾する前であれば原則として撤回を認める下級審裁判例が一般です。この点を労働契約に関する一般論として述べた最高裁判例はありませんが、大隈鉄工所事件・最三小判昭和 62・9・18 労判 504 号 6 頁は、こうした取扱いを前提として、申込みの撤回前に使用者による承諾がなされたといえるか否かにつき判断しており、最高裁も上記のような裁判例の取扱いを承認したうえでこうした判断を行ったものとみられます。そして、中間試案及び今回の法案要綱のたたき台のように、民法 524 条による申込みの撤回制限を隔地者間に限らず一般化することは、上記のような裁判例の取扱いに影響を与えるおそれがないとはいえないと思われまます (パブリックコメントでは、錯誤による処理が可能であるとの指摘もありますが、民法 95 条の要件をみたさない事例も少なくなく、上記大隈鉄工所事件の高裁判決でも錯誤の主張は否定されています)。

労働者からする労働契約の合意解約の申込みについて原則として撤回を認める裁判例のような立場は、やはり補足説明で整理されているように、①新たに契約を締結しようとする合意と継続的に継続してきた雇用関係を終了させる合意とを同列に論ずることはできないこと、また、②労働者からする労働契約の申込みは一時的な衝動からなされる場合があることなどが論拠になっていると考えられます。民法 524 条の規律のあり方について、労働契約に関する事情のみをもって左右することは困難だと思えますが、こうした裁判例の立場の論拠からすると、たとえば雇用の章に、これまでの裁判例を踏まえた民法 524 条の特則を設けることなども考慮に値すると思われまます。

また、それが難しい場合には、補足説明で示されている、労働者からする労働契約の合意解約の申込みに関する従来の取扱いが、民法 524 条につき中間試案等に沿った改正がなされた場合でも維持される旨を、その前提となった理解として明らかにすることも考えられます。ただし、そうした理解は、中間試案等の示す文言からは導きにくいようにも見えるため、それが今後の実務に広く受け入れられるためには、その広い周知に加え、説得力のある解釈であることが求められます。補足説明では、労働契約の合意解約の申込みに関する取扱いは、労働契約の特殊性に基づく解釈論として維持されると述べられており、そうした方向性には異論ありませんが、その理由づけとしては、労働者からの合意解約の申込みの撤回を緩やかに認めるべきであるという解釈の根拠は、申込みが隔地者間でなされたか否かとはかわらないということが挙げられています。このような解釈の根拠は現行 524 条を前提にしていたなどの指摘も考えられなくはないため (隔地者について合意解約の申込みの撤回を認めたものは、当職の知る限り白頭学院事件・大阪地判平成 9・8・29 労判 725 号 40 頁のみのようです)、上記解釈論が維持されることを挙げて中間試案等における規律を提案するのであれば、その文言とも整合的な、より積極的な理由づけが求められるように思われまます。

この点について当職は、中間試案等の提案を積極的に推進する立場にありませんので、現時点では確たる見解を持ち合わせてはませんが、たとえば、「反対の意思を表示したとき」には撤回が認められるとされていることを手がかりに、労働者からする労働契約の合意解約の申込みは、その後の変更を予定せずに使用者の承諾を待つのみであるといった確定的な意思にもとづくものとはいえないのが通常であるから、黙示的にであれ反対の意思が表示されていると解されるのが一般である、といった解釈が考えられるのでしょうか。いずれにせよ、従来の裁判例の取扱いに影響を与えるおそれがある問題であるため、慎重なご審議をいただければ幸いです。